

施設利用約款 (2020年4月改定版)

第1条(利用約款の厳守)

- (1) 一般財団法人一条恵観山荘(以下「財団」といいます)は、財団所有の施設・設備(以下「施設等」といいます)の利用に伴う事項は、施設利用約款(以下「本約款」といいます)にて定め、財団は財団施設等の利用をする方ならびに利用を希望する方(以下「利用者」といいます)に対し、申請前に本約款を提示するものとします。
- (2) 利用者は、本約款を事前に確認のうえこれを厳守し、施設内では財団職員の指示に従っていただくものとします。

第2条(施設等の利用資格と申請・許可)

- (1) 財団は、利用者が本約款を遵守する特定の顧客であると判断した場合に限り、施設等の利用を受け付けます。
- (2) 利用者は、事前に施設等の予約状況を確認の上、所定の方法により利用申請を行い、財団の許可を受けるものとします。
- (3) 財団は、利用開始日の12ヶ月前より申し込み順にて利用申請を受け付けます。
- (4) 利用者は、申請時(③は利用前日まで)に下記の書類を提出するものとします。
 - ① 施設利用申請書(財団所定書式)
 - ② 利用方法・特記事項を記した書類(個人の目的以外の写真・映像の撮影がある場合にはその旨記載)
 - ③ 利用者が招待する顧客(以下「利用者顧客」といいます)の名簿等(会員・非会員顧客の区別ならびに災害等、緊急時の連絡先を記したもの/利用終了時に返却)
 - ④ 利用者が催事運営・準備のために発注した運営受託者・取引業者等(以下「業者等」といいます)の名簿等
 - ⑤ その他、利用申請に際し必要と思われる書類等
- (5) 利用者は利用許可を受けたのち、原則として1週間以内に本約款第3条に基づき財団所定の口座へ振込みにより利用料金を入金していただくものとします。当該期日を過ぎても入金が確認できない場合、利用許可は取り消しとなります。

第3条(利用料金の精算・キャンセル)

- (1) 利用者は、財団に対し所定の利用料金をお支払いいただきます。
- (2) 利用料金は全額前納制です。(ただし利用時間延長などで追加発生分は後日精算とします)
- (3) キャンセルは利用者からの連絡に限り、有効とします。またその場合は、別途定めるキャンセル料を前2項の前納料金から相殺します。

第4条(入場制限)

- (1) 利用者の集中的な施設利用希望が予見できず、施設内の保安体制・サービス維持が困難と判断した場合、財団は営業時間内であっても利用者ならびに利用者顧客の施設利用を一時的に制限することができます。
- (2) 一時的な入場制限が実施された場合でも、施設利用が可能である限りにおいては、財団は料金の返還を一切いたしません。

第5条(入園禁止・退園措置)

利用者、利用者顧客および業者等が以下の各号のいずれかに該当する場合、財団は、その利用者に対する施設利用許可を取り消し、施設への入園を禁止し退園を命じます。

- ① 過分に酒気を帯びているとき。
- ② 違法な薬物を使用しているとき。
- ③ 反社会的勢力もしくは反社会的勢力との関係がある人物であると財団職員により判断されたとき。
- ④ 健康状態を害しており、入館することが好ましくないと財団職員により判断されたとき。

- ⑤他の利用者に迷惑をかけると財団職員により判断されたとき。
- ⑥正当な理由なく職員の指示に従わないとき。
- ⑦利用の状況が著しく悪く、且つ改善勧告に従わないとき。
- ⑧財団に対して会費・諸料金を滞納しているとき。

第6条(遵守事項・禁止事項)

利用者、利用者顧客および業者等は次の事項を遵守するものとします。

- ① 建物（建具を含む）、展示物、道具・備品、庭石、草木類等を破損させないよう注意を払う。
- ② 鎌倉市火災予防条例規定により、施設敷地内は原則として一切の裸火(喫煙・ロウソク・炭など)を禁止する。
- ③ 特別に許可を受けて裸火を使用する場合、申込み時に使用箇所と利用責任者の氏名等について財団を通じ消防機関へ申告することとする。
- ④ 特別に許可を受けて裸火を使用する場合、前3項の手続きを行ったうえ、設置個所の土台部分に消防機関が定める不燃性の敷物を使用し、利用責任者が1名以上常時立ち会わなければならない。
- ⑤ 特別に許可を受けて裸火を使用する場合、利用責任者は、水などを使用して火気が完全に消火させることとし、財団職員にその旨を報告するものとする。
- ⑥ 利用者が主催する催事においては、個人の観賞目的且つ指定された領域内における写真撮影に限り可能とするが、個人の場合でも三脚使用など施設等を傷める可能性のある行為や他人の迷惑となる行為については、財団の判断において禁止を命ずることができる。
- ⑦ 放送、諸媒体への掲載目的の撮影を希望する場合、利用者は財団に対し撮影に関する事前申請を行い、財団からの許可を受けなければならない。
- ⑧ 施設利用後は、利用者は施設を原状に復するとともに、財団から貸与された道具備品類を所定の場所に返却し、財団職員の確認を受けたのち退場するものとする(全て貸出時間内とする)。
- ⑨ 財団の理念にそぐわない方法による施設等の利用、施設の利用に不適切な物品の施設内への持ち込み、またはこれらを施設内にて使用すること、不適切な飲食を伴う施設の利用、及び不適切な服装による利用は一切禁止する。
- ⑩ 多数による施設等の利用を行おうとする場合は、利用者は近隣の迷惑にならぬよう利用者側の負担・手配により入場者等の整理誘導をしなければならない。
- ⑪ 財団の許可なく施設内において物品類の販売や営業行為をすることは一切禁止する。
- ⑫ 財団は利用者等の宿泊、食事、タクシー、宅急便など手配、立会い、清算等は一切行わない。
- ⑬ 利用者が施設敷地内の草木をむやみに切るなどした場合、財団は利用者に対し器物破損として損害賠償請求を行う。
- ⑭ 施設等の利用により発生したゴミの処理については、利用者の責任において施設所定の場所へ廃棄するか、持ち帰るものとする。
- ⑮ 施設の利用開始・終了時、利用者は必ず財団職員に連絡する。
- ⑯ 施設利用申請時に申告していない物品を施設内へ無断で持ち込むことは一切禁止する。
- ⑰ 財団の許可なく物品の搬出入、利用者ならびに利用者顧客の乗降以外の目的にて施設敷地内に車両を乗り入れ・駐車することは一切禁止する。
- ⑱ 庭園保護の観点から、利用者は庭園内移動の際に原則として財団備え付けの草履・サンダル・スリッパを使用することとし、利用者が自身の履物を使用する際は、飛石や苔を損壊させるヒール靴等の履物による移動を禁止する。

第7条(損害賠償)

- (1) 施設内において利用者、または第三者に対して生じた人的・物的事故について、財団は一切の損害賠償の責を負いません。ただし、財団が依頼する調査により、施設側に過失があると認められた場合、財団は一定の補償をする場合があります。
- (2) 利用者、利用者顧客および業者等が他の利用者ならびに利用者顧客や第三者ならびに施設・道具に対し人的・物的損害を与えた場合、利用者は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- (3) 施設・道具について、破損などにより、それ以降の利用者ならびに利用者顧客の利用に支障が生じる状態に陥った場合、財団は利用者に対して、役務提供が不能となった期間相応の損害についても賠償請求をします。

第8条(免責事項)

以下の項目に該当する場合、財団は一切の損害賠償の責を負いません。

- ① 天災、火災、その他不可抗力により施設利用が困難となって、利用者ならびに利用者顧客に生じた一切の損害。
- ② 利用者、利用者顧客および業者等が本約款や職員の指示に違反したために、財団が施設等の利用を謝絶することとなって、利用者ならびに利用者顧客に生じた一切の損害。
- ③ 利用者、利用者顧客ならびに第三者の所有物や現金などの貴重品、その他これらに類する物の盗難・毀損による一切の損害。
- ④ 施設利用に際して利用者ならびに利用者顧客に生じた紛失による一切の損害。
- ⑤ 施設内にて利用者が提供した飲食行為により、食中毒等の事故が発生した場合の一切の損害。

第9条(物品の預り・忘れ物・放置物)

(1) 利用者ならびに利用者顧客が以下の各号のいずれかに該当する金品・物品等を持参しこれを預けようとした場合、財団はその申し出をお断りいたします。

- ① 現金(財布にはいつている場合を含む)、ならびに有価証券類・時計・宝石・毛皮等の衣類
 - ② ペット等の動物類
 - ③ 食品類
 - ④ 刀剣類等、所持していることが社会通念上非常識であると判断できる物品類
 - ⑤ 収納できない寸法を有する荷物等で、財団が保管に責任を持ってないと判断した物
 - ⑥ その他、財団が所有する収蔵庫等にて安全に保管することが困難と判断される一切の物品類
- (2) 忘れ物・放置物については、発見した日より原則として1週間保管し、その後は処分いたします。
- (3) 忘れ物の引渡しに際しては、本人の所有物であることを確認するため、現有物と本人の申告内容を照合させていただきます。

第10条(施設貸出標準時間・休園日等)

(1) 財団施設の貸出標準時間は、次のとおりとします。

- ・貸出標準時間 10時00分～17時00分
- ・利用者から事前の申請があり、且つ財団がこれを許可した場合に限り、財団は準備・撤収時間を含め最大で7時30分～19時30分の間に限り貸出時間を延長することがあります。ただしその場合は、別途定める延長料金が発生します。
- ・財団が事前に認めた場合を除き、利用者は施設の開園15分前までは財団敷地内に立ち入ることができません。

(2) 財団施設の休園日は、次のとおりとします。

- ・標準休園日 毎週月・火曜日(閑散期1・2月は水・木曜含む)
- ・季節休園日 8月全日、12月16日～31日、1月1日～10日
- ・臨時休園日 施設利用者による貸切利用日、災害復旧作業日など
- ・休園日の利用希望が利用者からあった場合、財団は管理要員の確保が可能な限りにおいて利用を受諾します。

第11条(施設貸出標準時間等の変更・臨時休園)

(1) 財団は、諸般の事情により貸出時間・休園日等を変更する場合があります。

(2) 以下の各号のいずれかに該当する場合は、財団は施設の全部または一部を臨時に休園あるいは貸出時間の短縮や利用制限を行うことがあります。

- ① 気象・災害状況等により危険が予見されるとき。
 - ② 天災事変など予見できない突然の事由により貸出しが困難と判断したとき。
 - ③ 上記の事由に伴い管理要員の確保が困難となり、施設等の安全管理が不可能と判断したとき。
 - ④ 法令の制定改廃・行政指導等による施設の改善を急遽行うとき。
- (3) 貸出時間・休園日の変更が事前に把握できる事由の場合、財団は原則として1か月前までに利用者に対しその旨を告示いたします。

第 12 条(施設閉鎖・運営の廃止および閉業)

財団は、諸般の事情により施設運営が困難と判断したときは、施設の全部または一部を閉鎖および運営を廃止することがあります。また以下の各号のいずれかに該当する場合、財団は施設の営業を閉業いたします。

- ① 気象・災害、天災事変、法令の制定改廃・行政指導等により施設を閉鎖し、再度開業する事が困難と判断した場合。
- ② 経営上、施設の営業継続が困難と判断した場合。

第 13 条(約款の改定)

- (1) 財団は必要と認めた場合、本約款の改定をおこなうことができます。
- (2) 財団は本約款の改定を実施した場合、会員に対してすみやかに当該書類の交付をおこないます。

附則

本約款は 2020 年 4 月 1 日より改定・施行いたします。

一般財団法人 一条恵観山荘

施設利用約款 別紙

利 用 料 金 一 覧

1. 標準利用料金

施設名	(消費税別) 標準利用料金 (平日の日額)		
	特別繁忙期	通常期	閑散期
1. 基本料(全棟共通)	40,000円	30,000円	20,000円
2. 敷地占用料 一部施設利用時に適用	20,000円	15,000円	10,000円
3. 一条恵観山荘 全室利用のみ	300,000円	240,000円	180,000円
縁側記念撮影のみ	20,000円	15,000円	10,000円
4. 江月庵 江 月 庵(前庭・水屋含む)	62,500円	50,000円	30,000円
紅 葉 庵(前庭・水屋含む)	62,500円	50,000円	30,000円
香 華 堂(神殿・仏間・4畳)	20,000円	15,000円	10,000円
台所使用料(食器棚除く)	25,000円	20,000円	10,000円
5. 仁 居 時 雨 席(水屋・3畳次の間含む)	75,000円	60,000円	45,000円
楊 梅 亭(3畳特別室含む)	150,000円	100,000円	75,000円
楊 梅 亭 奥の間(8畳)	75,000円	60,000円	45,000円
応 接 間(玄関・袴付含む)	120,000円	80,000円	60,000円
台所使用料(食器棚・食洗器除く)	50,000円	30,000円	20,000円
控 室	12,500円	10,000円	7,500円
6. 庭園利用 回遊・野点利用(四阿・野点席含む)	75,000円	60,000円	45,000円

<標準利用料金に含まれるもの>

- (1) 各施設内洗面所、トイレ
- (2) 各施設における水道光熱費
- (3) 各施設に標準装備される基本的な椅子などの備品、ならびに掃除道具／ほうき、塵取り、バケツ(無表記は原則として1個とし、その他追加は別途相談となります)
※貸出用草履・サンダルは数に限りがございますので、お問い合わせください。
※茶席用道具、その他什器備品類の貸出しにつきましては、お問い合わせください。

<特別繁忙期について>

- (1) ゴールデンウィーク期間／4月最終週の土曜日～5月3日まで
- (2) 新緑・紫陽花観賞 期間／5月第3土曜日～6月第3土曜日まで
- (3) 紅葉観賞 期間／11月20日から12月10日まで

<閑散期について>

- (1) 冬季 期間／1月11日～2月末日まで
- (2) 夏季 期間／7月1日～8月31日まで

2. 特定利用料金

<延長料金>

- (1) 利用時間の延長については、標準利用料金ならびに休日料金の合計に対し1時間当たり10%が加算されます。(※延長とは貸出し施設の営業時間／10時～17時を超える時間をいいます)
- (2) 利用申請した時間帯が財団の標準貸出時間より短い場合において、利用者が利用終了時刻を標準営業時間の範囲内にて延長したい場合、当初の終了予定時刻の2時間以上前に利用責任者が訂正申請を行い、財団がこれを認めた場合においては、利用終了時刻の変更について延長料金は発生しません。

(3)ただし申請や許可なく延長した場合には、営業時間以内であっても「延長」とみなし、且つ営業終了時刻をもって退園していただきます。

<休日料金>

(1)土・日・祝祭日の利用については、標準利用料金の合計に対し1時間当り20%が加算されます。

<準備利用に際しての料金>

(1)準備や片づけのために施設利用日の前後日にて利用を希望する場合、財団の営業・休園に支障をきたす日程であるときは、利用時間数にかかわらず申請された標準(全日)利用料金の半額をお支払いいただきます。

<台所・控室の追加利用>

(1)部屋を利用しない施設棟の台所・控室だけを追加で利用することができます。ただし施設利用が全くない場合は、台所・控室だけの単独利用はできません。

3. 茶席用道具の貸出しと持込品の搬出入

(1)財団が認めた利用者に関し、財団所蔵の茶席用道具を有償にて貸し出します。料金等詳細をご確認のうえ、所定の申請書に必要事項を記入し、利用者が施設利用申請書とともに事前申請を行ってください。

(2)利用者が財団所蔵の茶席用道具を借用し使用する場合、貸出料金のほか賠償責任保険への加入が必要となります(詳細は担当までお問い合わせください)。

(3)2日間以上にわたり施設を連続して利用する場合、財団は、利用者の持ち込んだ物品類に限り残置を許可します。但しこれら物品類の保管状態について、財団は一切の責任を負いません。

(4)事前申請があった場合に限り、財団は利用時間外における業者等による物品納品・搬出入を許可しますが、これらの物品類の保管状態についても、財団は一切の責任を負いません。

(5)抹茶、菓子、点心、炭、草木花類、レンタル品、什器類などの利用者による物品については、財団による手配・引き取り・金銭授受は一切行いませんので、全て利用者の立ち合いにおいて行ってください。

4. キャンセル料

(1)財団が営業時間帯内において利用申請者から連絡を受けた場合に限り、利用開始日を起算日として、以下の料率を適用しキャンセル料を算定します。

①起算日 90日前までにキャンセル ⇒ 標準利用料金合計額の 20パーセント

②起算日 60日前までにキャンセル ⇒ 標準利用料金合計額の 30パーセント

③起算日 30日前までにキャンセル ⇒ 標準利用料金合計額の 50パーセント

④起算日 20日前までにキャンセル ⇒ 標準利用料金合計額の 60パーセント

⑤起算日 10日前までにキャンセル ⇒ 標準利用料金合計額の 70パーセント

⑥起算日 1日前までにキャンセル ⇒ 標準利用料金合計額の 80パーセント

⑦当日キャンセル ⇒ 標準利用料金合計額の100パーセント

(2)施設等貸出しの事前準備に伴い、利用者からの希望に基づき財団において特殊な経費が発生した場合、キャンセル料とは別に当該実費経費も請求いたします。

(3)交通事情等により利用不可能な事態が発生した場合でも、キャンセル料は発生します。

(4)財団は本キャンセル料を、利用者が前納にて入金した施設利用料から差し引き、残額を利用者に返金します。

以上

2020年4月1日 改定・施行

一般財団法人 一条恵観山荘